

文化審議会著作権分科会
国際小委員会報告書（案）

平成 17 年 月 日

文化審議会著作権分科会国際小委員会

平成 17 年度著作権分科会国際小委員会報告書

はじめに

放送条約への対応のあり方

1. 放送条約の検討の状況
2. 放送条約への対応の方向性

フォークロアの保護への対応のあり方

1. フォークロアの保護の検討の状況
2. フォークロアの保護に関する主な論点
3. フォークロアの保護への対応の方向性

アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策のあり方

1. アジア諸国等との著作権分野における連携の状況
2. アジア諸国等における海賊版対策の状況
3. アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策への対応の方向性

デジタル化に伴う著作権の課題への対応のあり方

1. デジタル化に伴う著作権の課題の状況
2. デジタル化に伴う著作権の課題への対応の方向性（ファイル交換）
3. デジタル化に伴う著作権の課題への対応の方向性（デジタル著作権管理（DRM））

別添 1：著作権関連機関などへのリンク集（ホームページ・アドレス集）

別添 2：EPA，FTA 交渉における著作権関連事項について

別添 3：海賊版対策の概要

別添 4：アジア諸国における著作権制度の現状

別添 5：「間接的な侵害」に関する各国の法制度

別添 6：我が国のファイル交換ソフト利用状況

別添 7：各国のファイル交換に係る民事裁判事例

別添 8：我が国の企業の DRM（デジタル著作権管理）への取組み

別添 9：主なコンテンツ保護技術

別添 10：DMCA 技術的手段に関する判例

別添 11：文化審議会著作権分科会国際小委員会委員名簿

別添 12：文化審議会著作権分科会国際小委員会審議経過

平成 17 年度国際小委員会中間報告書

はじめに

国際小委員会では、平成 16 年 9 月 2 日から、2 年間にわたって計 7 回の会合を開催し、(1) 現在世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）において検討されている「放送機関の保護に関する条約」（以下「放送条約」という。）案やフォークロアの保護など国際的なルール作りへの我が国の参画のあり方、(2) アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策のあり方、(3) ファイル交換やデジタル著作権管理（DRM）などのデジタル化に伴う著作権の国際的な課題への対応のあり方について検討を行った。

放送条約の検討については、平成 15 年度に議論した結果を踏まえながら、その後新たに生じた課題等を中心に今後のあり方について検討を行った。

フォークロアの保護については、WIPO 等におけるこれまでの検討や各国の取り組み等を参考にしながら、我が国の取り組みの方向性を検討した。

アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策については、平成 16 年度からアジア各国との間で進められている自由貿易協定（FTA）及び包括的経済連携協定（EPA）の状況や中国等のアジア諸国等に対する海賊版対策の取り組み等を踏まえながら、今後の取り組みの方向性を検討した。

デジタル化への対応という将来の国際的な課題については、各国の法制度や産業界の取り組み、国内外の判例等を参考にしながら、我が国の今後の検討の方向性について検討を行った。

国際小委員会における検討の結果は以下のとおりであるが、国際小委員会としては、引き続きこれらの課題について、国際的な動向等を踏まえながら、検討を行う予定である。

放送条約への対応のあり方

1. 放送条約の検討の状況

WIPO では、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応して、著作権及び著作権隣接権に関する新たな条約の策定が進められている。既に 1996 年には、「著作

権に関する世界知的所有権機関条約」(以下「WCT」という。)及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」(以下「WPPT」という。)が採択されており、現在、「放送機関に関する新条約(以下「放送条約」という。)案」及び「視聴覚的実演の保護に関する新条約(AV条約)案」が検討されている。

放送機関の保護の在り方については、1998年以降11回にわたって、「WIPO著作権及び著作隣接権に関する常設委員会」(以下「SCCR」という。)にて検討がなされた。この間、10カ国(EUを含む。)から条約形式の提案があり、放送条約の保護の対象、放送機関に付与される権利など主要課題について精力的な議論がなされた。我が国も「論点に関する文書」を1999年の第2回会合に、「条約形式の提案」を2001年の第5回会合に、「インターネット放送機関の取扱いに関する文書」を2003年の第9回会合に提出するなど、放送条約の早期採択を目指して積極的に参画してきた。

2004年4月には、SCCRの議長より各国提案をまとめた「条約テキスト(Consolidated Text)」が提示され、2004年6月の第11回会合では、「放送条約の外交会議を適切な時期に開催する可能性を検討すること」について一般総会に諮ることが決定された。しかしながら、2004年9月の一般総会では、途上国を中心とする一部の国から「検討が十分ではなく来年の一般総会で改めて議論すべきである」との発言があり、「放送条約の外交会議の開催可能性」については、2005年秋の一般総会で再度議論されることとなった。

その後、2004年11月の第12回SCCR会合では、議長により修正された条約テキストについて実質的な議論がなされ、その議論を受けて本年4月には、議長により再修正された「条約テキスト案」及び「ウェブキャストिंगについての作業文書」が提示された(別添1参照)。さらに、アジアやアフリカ諸国等の地域会合での検討を経て、本年9月の一般総会では、さらに2回SCCRを開催して、再修正された「条約テキスト案」及び「ウェブキャストिंगについての作業文書」について議論を加速し、2006年の一般総会において2006年12月又は2007年の外交会議の開催を求めるとされた。本年11月には第13回SCCRが開催され、再修正された「条約テキスト案」及び「ウェブキャストिंगの作業文書」についての議論が行われた。

放送条約はデジタル化・ネットワーク化に対応した、著作権関連条約の見直しの一部をなすものであり、他の著作隣接権とのバランスを確保するためにも、早期の採択が求められる。我が国は、条約策定に向けた国際的な議論に引き続き積極的に対応するため、本委員会において、我が国の方針を策定するための検討を行った。

2. 放送条約への対応の方向性

(1) 放送条約の保護の趣旨について

本条約テキストでは、「放送機関」とは「音若しくは影像若しくは影像及び音又はこれらを表すものの公衆への送信並びに送信のコンテンツの収集及びスケジュールリングについて、主導し、かつ責任を有する法人」と定義されており、送信する放送番組への関わりが考慮されている。

我が国著作権法においては、放送番組への関わりは規定されていないが、放送事業者の著作隣接権を整備した際には、ローマ条約における著作隣接権の根拠についての「その著作権との関係は、著作者がその著作物の公衆への伝達をこれらの権利の受益者に依存しているもので、後者は前者の補助者であるという事実由来する。」¹という考え方を受けている。また、「著作物を公衆に伝達する媒体としての（中略）放送事業者等の行為に著作物の創作行為に準じた精神性を認め、労働保護あるいは不正競争防止の観点より一歩進んだ、無体財産保護的な保護を（中略）与えようとするものである」²との指摘もなされている。さらに、有線放送事業者を著作隣接権者に加えた際にも、「（有線放送事業者の活動には）放送番組の制作、編成に著作物の創作性に準ずる創作性が認められる」³との評価がなされている。

以上より、条約テキストは、我が国の著作権法制度の考え方に概ね沿ったものと考えられる。

(2) 条約の保護の対象について

条約の保護の主体を法人に限定することについて

条約テキストでは、「放送機関」は「音若しくは影像若しくは影像及び音又はこれらを表すものの公衆への送信並びに送信のコンテンツの収集及びスケジュールリングについて、主導し、かつ責任を有する法人」とあり、「法人」に限定されている。

ローマ条約では、「放送」は定義されているが、「放送事業者」は定義されていない。我が国では、著作権法に、「放送事業者」は「放送を業として行う者」とあり、業として反復継続性があれば法人に限らず対象となるため、放送の保護の主体を法人に限ることについては検討が必要となるが、実態としては、放送を行うためには一定の投資が求められること、また、権利調整のためには権利者を特定する必要があること等から、条約上は条約の保護の主体を「法人」に限定しても問題ないと考えられる。

¹ 隣接権条約・レコード条約解説（WIPO事務局1981年、日本語版 著作権資料協会1983年）

² 著作権制度審議会第5小委員会審議結果（昭和41年11月）

³ 著作権審議会第7小委員会結果報告書（昭和60年9月）

条約の保護の主体を「放送機関」と「有線放送機関」とすることについて

本条約テキストでは、「保護の客体となる放送行為」については、ローマ条約に規定されている「放送」のほか、「有線放送」が提案されている。これらの行為は、送信の形態により区分されており、それぞれ、無線又は有線を用いた送信形態として定義されている。

さらにこれを受けて、条約の保護の主体としては、「放送機関」と「有線放送機関」を規定し、「有線放送機関」については放送機関と同様の定義がされている。国内では、著作権法において「有線放送事業者」も著作隣接権者として位置付けており、「放送機関」と「有線放送機関」を条約の保護の主体として位置づけていくことが適当と考えられる。

ウェブキャストの取扱い

ア) これまでの議論

ウェブキャストに関しては、欧米からそれぞれ提案がなされてきた。米国は、海賊版対策の必要性から「ウェブキャスト（インターネット放送）を行う者を放送条約の主体として位置づけるべき。」と主張してきた。また、EU は、「放送機関が放送と同時にネット上でウェブキャストを行う場合には本条約の保護の対象とすべき。」と主張してきた。

これに対し、我が国をはじめとする大部分の国は、「ウェブキャストは現在まだ実態も事業形態も明確ではないことから、本条約の対象とすることは時期尚早である。」と主張してきた。

ウェブキャストの取扱いについては、本年 4 月に議長により新たに纏められた作業文書において、二つの方法が提案されている。一つは、ウェブキャストを一旦条約の保護の対象としながらも、保護の義務については、条約批准時に締約国が相互主義の原則に基づき、通告または留保の宣言を通じて、一部または全部を保護する若しくは全く保護しないことを選択できる方法である。もう一つは、ウェブキャストを条約の保護の対象から一旦切り離し、それを条約に付随する法的に拘束力のある議定書（protocol）において規定すると同時に、議定書を批准するか否かについては締約国の選択に委ねる方法である。

イ) 検討課題

修正前の条約テキストでは、「ウェブキャストはコンピュータネットワーク上で実質的に同時に公衆に対してアクセス可能にすること」と規定されていた。我が国の著作権法では、著作隣接権を同時送信の「放送」「有線放送」に対してのみ付与しているため、視聴者のアクセスに応じて個別に送信するウェブキャストを条約の保護の主体とすることに対しては、慎重な検討

が必要であった。本年 4 月の議長提案の作業文書で、ウェブキャストについて非強制的保護とされたことは、我が国のこのような考え方に沿っている。作業文書内での扱いの検討については、事業環境の変化に対応した重要な課題であることから、我が国としても、将来の国際的な議論に備えて、引き続き検討を進める必要がある。

(3) 支分権の内容について

利用可能化権の付与

条約テキストでは、欧米の提案等を受けて「固定された放送の利用可能化権」が規定されている。

一方、放送形態として技術的に固定されていない放送をそのままインターネットに送信する形態（サイマルストリーミング）が想定されることから、我が国は、固定の放送だけでなく、固定されていない放送についても、利用可能化権を付与する提案を行っている。

今後、インターネットなどネットワーク上での放送番組の違法な配信行為が増加することが予想される中で、固定の有無にかかわらず放送を無断で掲載した段階で侵害を捉えることができる「利用可能化権」は、権利者の立証の面からも非常に有効である。サーバーなどメモリーに蓄積せずに送信する形態（固定を伴わない形態）についても固定された放送の保護と同様に利用可能化権を付与することにより保護することが望ましい。

再送信権の付与

条約テキストでは、「再送信行為」は「あらゆる手段での送信による公衆への送信」と定義されており、放送、有線放送、コンピュータネットワークを介した送信など、あらゆる送信形態が対象となっている。

一方、ローマ条約では、「再放送権」の形態は「放送行為」に限定されている。再送信権の形態をコンピュータネットワークを介した送信にまで広げた場合、コンピュータネットワーク上での再送信権は、WPPT では認められていない「自動公衆送信権」とも重なるため、他の著作隣接権とのバランスを失うおそれがあるという指摘があることから、「再送信権」の形態は「放送」「有線放送」などに限定し、「コンピュータネットワーク上での再送信」は「利用可能化権」の一形態として付与する方が望ましい。

また、条約テキストでは、第 6 条に「同時の再送信」、第 11 条に「異時の再送信」を規定している。ローマ条約では、制定当時の放送の形態が主に生放送であったことから、同時の再放送に限定して権利が付与されているが、近年は固定物による異時の放送が主流であることから、再送信権の対象として、同時だけではなく、異時も含めることが望ましい。

放送の固定後の二次利用に係る権利

条約テキストでは、放送の固定物の二次利用に係る権利（複製権、譲渡権、送信権、利用可能化権）について、一律に「排他的許諾権の付与」という案がある一方、米国とエジプトの提案を受けて「禁止権の付与」という代案及び「禁止権の付与」をオプションとして選択できる代案も提示されている。これらの選択肢では、放送機関は、その許諾を得ないで作成された放送の固定物（無許諾固定物）の複製に関しては「排他的許諾権」（注：許諾を得て作成された放送の固定物の複製に関しては「禁止権」）を有するが、これら無許諾固定物の複製物の頒布と輸入、又は無許諾固定物を用いる送信並びに利用可能化に関しては、禁止権を有することになる。こうした提案の背景には、本条約の目的が放送コンテンツの保護ではなく、海賊版対策である以上、放送の無許諾固定物の利用に関しては、放送機関に禁止権さえ付与すれば足りること、そして、放送機関の許諾を得て作成された放送の固定物の二次利用に関しては、改めて「排他的許諾権」の規定を設ける必要がない、という考え方がある。

これに対し、「排他的許諾権の付与」を提案している多数の国は、禁止権自体が国際的になじみがない、禁止権の内容が不明確、禁止権では海賊版対策として不十分等の考え方を示している。したがって、禁止権だけで海賊版対策として十分か、放送の固定物の二次利用にあたっての放送機関の権利が適切に保護されるか等について、米国等の考えを聴取しつつ慎重に検討することが必要である。

その他の支分権

その他の条約テキストに規定されている支分権については、現行著作権法でも既に放送事業者に権利が付与されており、放送条約においても権利が付与されることが適当である。

条約テキストの支分権	著作権法の規定
固定権	第98条、第100条の2
固定物の複製権	第98条、第100条の2
公衆伝達権	第100条、第第100条の5

(4) 技術的保護手段及び権利管理情報について

暗号解除の取扱いについて

アルゼンチン等からは、暗号化された放送を解除した場合に法的救済を講じる必要性から、「暗号解除に関する技術的保護手段」の条項が提案されている。また、スイス等 5 カ国は条約提案の中で、新たに暗号解除権を打ち立てる提案

を出している。また、国内法のレベルで見れば、例えば米国では、デジタルミレニアム著作権法（以下、「DMCA」という。）において、著作物へのアクセスを制御する技術的手段の保護を規定している。

我が国の放送の現状を見ると、放送番組の暗号化は、衛星を用いた有料放送やケーブルテレビなどで、従来より行われてきた。また、2004年4月からは無料のデジタル放送において、コピー制御のためにB-CAS(BS-Conditional Access Systems)技術が利用されている。一方、放送や有線放送に関連する暗号を無断で解除することを可能とする装置が流通し、それを用いて有料放送を傍受するといった行為も生じており、今後、その状況について注視することが必要である。

本件については、各国における議論の動向を踏まえながら、著作権法及び関連する法制度による対応の状況を考慮しつつ、検討を行うべきである。

権利管理情報に関する義務

条約テキストでは、「権利管理情報に関する義務」が規定されている。今後、放送のデジタル化に伴い生じる「違法複製」などを取り締まるために、電子透かし技術などを活用した権利管理情報に関する規定は有効である。このため、他の著作隣接権者とのバランスも考慮しつつ、条約において、権利管理情報に関する規定を設けることが適当である。

フォークロアの保護への対応のあり方

1. フォークロアの保護の検討の状況

(1) フォークロアの定義

フォークロアとは、「民間伝承」や「民族文化財」等と呼ばれ、ある社会の構成員が共有する文化的資産である伝承の文化表現を意味する。具体的には、民族特有の絵画、彫刻、モザイク等の有形なもののほか、歌、音楽、踊り等の無形のものも含まれる。これまでも、様々なモデル規定や枠組み等によって定義がなされてきた。

なお、WIPOの「遺伝資源、伝承の知識及びフォークロアに関する政府間委員会」（以下「IGC」という。）の議論では、幾つかの参加国から「フォークロア」という言葉に異議が出され、現在、IGCの文書では、主にTCEs/EoF（「EoF」は「Expressions of Folklore」の略。）という表記を用いている。（ただし、この報告書においては、我が国でこれまで慣習的に用いている「フォークロア」の用語に、便宜上統一する。）

(2) フォークロアの保護に関する検討の経緯

フォークロアの保護に関する国際的な検討は、1967年、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約」(以下「ベルヌ条約」という。)改訂を行う外交会議において、フォークロアの保護の可能性について議論がなされ、ベルヌ条約第15条第4項(a)⁴が規定された。

また、1982年には、WIPOとユネスコが共同で「不法利用及びその他の侵害行為からフォークロアの表現を保護する各国国内(立)法のためのモデル規定」を策定した。

さらに、1996年にWCT及びWPPTの新条約を審議する際に、フォークロアの保護に関する国際条約の検討を開始することが合意された。その後2000年にWIPOの一般総会で、遺伝資源、伝承の知識及びフォークロアを検討するための政府間委員会としてIGCの設置が決定された。その後、現在まで8回にわたってIGCにおいて議論がなされてきている。

(3) WIPO・IGCにおける検討の背景

フォークロアの議論は、伝承文化の保護・保存の観点と、それら既存の文化の自由な利用の観点の、双方のバランスを巡る議論であると共に、伝承文化の保護には民族の尊厳の保持という一面が強く存在している。例えば、著作権法の性格と目的からすれば、既に公有(パブリックドメイン)に帰した伝承の文化は、新たな文化創造のために「翻案」して利用するとしても、あるいは、商業的目的のために「複製」や「実演」などを行って利用するとしても、それらの利用については法的には何ら許諾を得る必要はない。

しかし、コミュニティにおいて伝承されてきた、コミュニティにとって精神的価値の高い儀式や音楽が、商業的に利用されることにより、またコミュニティ内における利用形態を越えた「不適切」なアレンジをされて世に広められてしまうことにより、それらの伝承の価値が損なわれるのみならず民族の尊厳を傷つける結果となることの懸念等が指摘されている。また、コミュニティにとっての秘密の儀式が、外部の人間によって「不適切」に公にされてしまうこと、高度な技術を必要とする伝承の手工芸が、外部の人間によって安く大量に生産されることにより、その伝統的価値が損なわれてしまうこと等の懸念も指摘されている。

IGCにおける議論は、そのような伝承の文化表現を不正使用からどのように保護するのか、保護するとすれば、どのような保護の方法が適切なのか、知的財

⁴ ベルヌ条約第15条第4項(a): 著作者が明らかでないか、著作者がいずれかの同盟国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について、著作者を代表し並びに著作者の権利を各同盟国において保全し及び行使することを認められる権限のある機関を指定する権能は、当該一の同盟国の立法に留保される。

産として保護すべきか、あるいは文化財保護の観点から何らかの手段を講じるべきなのか、保護する対象をどう定義するのか、など広範に及んでいる。

(4) 第8回 IGC の結果

第8回 IGC は、2005年6月6日から6月10日にWIPO本部において開催された。本会合においては、前回までの各国の意見や文書によるコメントを踏まえ、フォークロアの定義から、保護の対象、保護の方法や国際的な取り扱いまで詳細にわたって条文形式による具体的な枠組みを提案している「フォークロアの保護の目的と原則（改訂版）（Revised Objectives and Principle）」（WIPO/GRTKF/IC/8/4）に基づいて議論が行われた（別添1参照）。

IGCでは、フォークロアの保護に関する様々な制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包括的に」構築するという「包括性と柔軟性」の原則を尊重する先進国を中心とする国々と、この原則自体は基本的に支持しながらも、法的拘束力を有する枠組みを要求する一部の途上国が、それぞれの主張を繰り返し、最終日まで結論を得ることはできなかった。結局、IGCの会期を次の2年間の予算期間にまで延長（extended）することをWIPO一般総会に勧告することで妥協が図られた。

このため、わが国として、引き続きWIPOにおけるフォークロアの保護に関する審議に参画していくことが必要である。

2. フォークロアの保護に関する主な論点

(1) 保護の目的

フォークロアの保護に関する国際的な議論において、何を最終的な目標とするのかについて、いまだ国際的な合意は得られていない。事務局作成資料では、政策目的として、フォークロアの不正使用の禁止、伝承の文化の保護への貢献、文化的多様性への貢献、コミュニティの発展と合法的な通商活動の推進、フォークロアの使用について無許諾の者による知的財産権主張の排除、确实性、透明性及び相互信用の強化などが挙げられている。

これまでのIGCの議論では、一部の途上国はフォークロアを財産的に価値あるものとしてとらえ、フォークロアを有する地域社会への一定の経済的還元を求めている。これに対して、先進国を中心とした国々は、フォークロアの重要性は認めつつも、既存の知的財産制度等との整合性から、既に公有（パブリックドメイン）に帰したフォークロアに経済的な利益をもたらす権利を付与することに関しては、消極的である。

(2) 保護の方策について

事務局作成資料では、保護の方策として、知的財産権制度を活用した排他的許諾権の付与、特別な (sui generis) 権利の付与、報奨金制度の活用、人格権による保護、不正競争防止制度や通商法による保護、契約法や慣習法による保護、文化遺産の保護・保存による取組み、フォークロアの普及啓発や人材育成のプログラムなどが提案されている。

現行知的財産制度においても、フォークロアの保護に関する規定が設けられている。例えば、WPPT 第 2 条の「実演家」の定義に「民間伝承の表現を実演する者」が規定されており、フォークロアの実演が WPPT の保護の対象であることが明示されている。

また、フォークロアの一種である「先住民の伝統的なシンボル」については、一部の国では商標登録により半永久的な保護を確保することができる。カナダのアボリジニは伝承の工芸品から食品、衣類、旅行サービスに至るまで、広範に商標登録することにより、部族のフォークロアを保護している。米国では、登録済みのフォークロアのシンボルを第三者が商標登録することを禁止するなど、防御の手段 (defensive protection) を取り入れている。

さらに、織物、彫刻、陶器、木工などのハンディクラフトなどは、意匠制度による保護が可能である。

こうした制度を活用する「柔軟性と包括性」の原則については、多くの国々から支持が得られた。

(3) 制度の効力について

近年、一部の途上国はフォークロアの保護に関して、「柔軟性と包括性」の原則を支持しつつも法的拘束力のある制度の構築を求めており、これまでの IGC 及び WIPO 一般総会での議論において、制度の効力をどうするかが、一部の途上国と先進国を中心とした国々との間で最大の対立点となっている。

IGC 会合では、一部の途上国を中心とする参加国が、法的拘束力のある枠組みを強く求めたのに対して、多くの先進国は、各国・各地域の既存の法体系や慣習法等を組み合わせることにより、かなりの部分においてフォークロア保護の政策目的を達成することが可能であり、IGC の議論の成果は、あくまで柔軟な制度運用を許容するものとなるべきであって、画一的な制度の押しつけとなつてはならないとの主張を行った。

3. フォークロアの保護への対応の方向性

フォークロアの保護の根拠としては、伝承の文化的表現が商業化された際に、伝承者に正当な対価を与える必要性、伝承の文化的表現に対する尊厳を保障する必要性、ある特定のコミュニティの中で受け継がれてきた精神性

のある文化的表現が失われずに次代に継承されることを保護する必要性等が述べられている。

に関しては、既に公有（パブリックドメイン）に帰したものを著作権類似の制度を創設して一律に保護すること、あるいは無期限の独占権を与えることは、創作活動を促進しようとする著作権制度の目的に照らして、適当ではないと考える。

については、社会全体がお互いに文化を尊重しあうというモラルの問題として捉えるべきであって、創作者を特定できないのに人格権的な保護を与えることは、著作権制度等の考え方と本来なじまないと考える。

ただし、これらに関しては著作権制度と別の形での特別な（*sui generis*）権利による保護について各国の実態や WIPO での今後の議論に留意していく必要がある。

に関しては、著作権制度とは別に、国の文化財保護政策の一環として何らかの支援を行うことを検討することが考えられる。

フォークロアの保護の取組みについては、各国が地域の特性や文化に合わせて、文化財保護の枠組み、不正競争防止法等による対応などによって、実施していくことが適切であると考えられる。IGC で提言された方策を踏まえて、各国が制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包括的に」構築することが望ましい。

このように、フォークロアの保護は、一つの枠組みで達成されるもの（*single one-size-fits-all*）ではなく、各国が地域や民族の特性に応じて柔軟に対応すべきものであり、多様なアプローチが認められることが望ましい。したがって、当面は、ガイドラインやモデル規定としての位置づけを中心に国際的なハーモナイゼーションを目指すべきである。

アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策の在り方

1. アジア諸国等との著作権分野における連携の状況

(1) アジア諸国等の著作権制度及び条約の批准状況

アジア諸国等の著作権法規整備の状況を見ると、ラオス以外の国・地域においては一応の著作権法制の整備がなされており、ほとんどの国・地域では 1994 年以降 WTO 加盟の段階で何らかの改定がなされている。イラン、ミャンマー等でも「知的所有権の貿易的側面に関する協定（TRIPS 協定）」の内容を担保する形での国内法改定が、現在進められているところである。

ベルヌ条約には世界 159 カ国、万国著作権条約パリ改正条約には 99 カ国が批

准しているが、インターネット時代に対応する WCT の当事国は 52 カ国にすぎず、アジア地域での当事国は、日本、インドネシア、フィリピン、モンゴル、韓国、シンガポールの 6 カ国にとどまっている。(2005 年 6 月 30 日現在)

また、ローマ条約の当事国は 79 カ国であるが、WPPT の当事国は 50 カ国であり、アジア地域の当事国はフィリピン、日本、モンゴル、インドネシア、シンガポールの 5 カ国のみである(2005 年 6 月 30 日現在)(別添 4 参照)。

(2) 著作権分野における我が国とアジア諸国等との関係

APACE プログラム

我が国は、アジア・太平洋地域における著作権制度の整備と執行を促進することを目的として、1993 年度から毎年、世界知的所有権機関(WIPO)に信託基金を拠出し、WIPO の協力を得て、シンポジウム、セミナー、研修プログラム等を行う「アジア地域著作権制度普及促進事業(APACE プログラム)」を実施してきた(別添 3 参照)。

具体的には、著作権関係者を対象とした研修プログラム、アジア諸国への専門家派遣プログラム、アジア諸国を対象とした国際シンポジウムの開催等を通じて、著作権法制の整備や、権利侵害取締りの強化、著作権集中管理団体の育成等を行っている。

自由貿易協定(FTA)・包括的経済連携協定(EPA) 審議に向けた交渉

自由貿易協定(以下「FTA」という。)及び包括的経済連携協定(以下「EPA」という。)締結については、これまでに 2002 年 1 月にシンガポールと、2004 年 9 月にメキシコとの間で EPA を締結した。アジア諸国との協定交渉については、2003 年 12 月の第 1 回日韓経済連携協議を皮切りに、タイ、マレーシア、フィリピンとも本格交渉に入っている。フィリピンとの EPA については昨年 11 月に主要点が大筋合意され、さらに本年 5 月には、マレーシアとの間で大筋合意に達した。また、ASEAN 全体やインドネシアとの協定についても、交渉が開始されている(別添 2 参照)。

これらの相手国は、我が国と知的財産分野において密接な関係を有していることから、これらの協定の交渉において、我が国から未締結の著作権関連条約への早期加盟、インターネットに対応した著作権法制の整備、権利執行の確保等の著作権保護の強化を求めている。

政府間協議(日中、日韓、日台)

近年我が国は、著作権等の侵害事例が多く発生している中国等を対象として政府間協議を実施し、海賊版対策の強化を要請してきた(別添 3 参照)。

中国との政府間協議では、2003 年及び 2004 年に「日中著作権協議」を東京及

び北京で開催しており、本年 10 月には東京において、第 3 回協議を開催する予定である。また、「日中経済パートナーシップ協議」などの場においても要請している。

韓国との間では、2002 年から「日韓文化交流局長級会議」において要請しており、また、台湾については、2002 年から毎年「日台貿易経済会議」において、要請してきている。

2. アジア諸国等における海賊版対策の状況

(1) アジア諸国等における海賊版の状況

最近、アジア諸国等において、日本のアニメや映画、音楽などのコンテンツが多くの国々で流通するようになっている。その一方で、アジア諸国等を中心に我が国の著作物などの海賊版が大量に出回っている。

2004 年の国際レコード産業連盟 (IFPI) の調査によれば、レコード・CD 等の権利侵害状況は、韓国において市場の 16%、台湾においては 36%、香港では 19%、中国では市場の 85% が海賊版によって占められているとされている (別添 3 参照)。また、特にブロードバンドの発達した地域においては、ディスク等の有体物にコンテンツが収録された形態の海賊版のみならず、インターネットを介したコンテンツの違法利用が急増していると言われている。

このような権利侵害は、日本の著作権者等が当然得られるべき経済的利益の損失であり、著作者の創作意欲を減退させ、また文化交流促進の妨げとなるものである。

そればかりではなく、アジア諸国等の当該国自身の文化・経済の発展を阻害する要因となると考えられる。

(2) 我が国のこれまでの取組み

アジア諸国等における海賊版の問題に関しては、2002 年 3 月に政府内に設置された「知的財産戦略本部」において、「模倣品・海賊版対策の強化」が継続的に取り上げられている。2004 年 5 月には、当該問題に対する国際社会における関心の高まりや、対策の強化を求める権利者や産業界等からの声を受け、「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」が取りまとめられた。

2005 年 6 月に策定された「知的財産推進計画 2005」においては、模倣品・海賊版に対する外国市場対策として、侵害状況調査結果に基づき侵害発生国等に対し、二国間、多国間の枠組みや欧米等との連携のもとに、海賊版対策の強化を要請していくことが提言された。さらに、「模倣品・海賊版拡散防止条約」を国際社会に向けて提唱し、実現を目指すことも求められている。我が国は、2005 年 7 月にグレンイーグルズで開催された G8 サミットにおいても、模倣品・海賊

版対策について主張し、同サミットでは「効果的な権利執行による知的財産の海賊版・模倣品の削減」について特別声明が採択された。さらに APEC では、日米韓がアジア地域における知的財産権の保護に関する取組として共同提案した模倣品・海賊版対策イニシアティブに基づき、2005 年 11 月にモデルガイドラインが合意された。

また、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議は、2005 年 6 月に「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」をとりまとめた。この戦略に基づき、関係省庁はアジア諸国等の著作権関係の政府機関や取締機関等の職員に対する能力構築支援をより戦略的に実施していくこととされている。

なお、文化庁及び経済産業省が支援するコンテンツ海外流通促進機構（CODA）の構成メンバーが、海外の取締機関と連携し、中国等において、著作権に基づく権利執行を実施し、本年の 1 月から 4 月の間に、日本のコンテンツに関する権利侵害として 107 件を摘発し、59 名の逮捕及び海賊版 DVD 約 70 万枚の押収などの成果をあげている。

3. アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策への対応の方向性

(1) 侵害国等に対する働きかけ

我が国は、これまで、中国、韓国、台湾といった侵害発生国等に対して、二国間協議などの場を通じて、著作権法制の整備及び権利執行の強化を働きかけてきた（別添 3 参照）。今後、これらの活動をさらに実効あるものにするとともに、他のアジア諸国等に対しても、海賊版対策の強化を要請していくことが必要である。また、韓国、台湾との間でも、著作権に特化した二国（地域）間協議を開催し、情報を共有しながら、実効性のある海賊版対策を進めていくことが必要である。

また、今後 EPA や FTA 策定への協議の場において、WCT 及び WPPT 等の著作権関連条約への早期加盟、WCT や WPPT 上の要請に基づき利用可能化権、技術的保護手段、権利管理情報等の規定を整備すること、著作権管理団体への支援、適切な権利執行の確保などを引き続き要請していくことが必要である。

(2) アジア諸国等における著作権制度及び著作権思想の普及への支援

当該地域における著作権制度の一層の普及を図ることを目的として、文化庁は、「ASEAN + 3 著作権セミナー（東京セミナー）」や「JICA 著作権制度集団研修」を継続的に実施していくとともに、WIPO への拠出金による APACE プログラムの実施にあたっては、各国等の状況に応じた事業を実施することが求められている（別添 3 参照）。

また、海賊版の問題を根本的に解決するためには、アジア諸国等における一

般の人々の著作権に関する意識を高めていくことが不可欠である。このため、我が国が主体となって、著作権の意義、保護の必要性などについて分かりやすく説明した著作権教材などを作成・配布するとともに、同教材を用いた著作権教育のセミナーを開催するなど、一般の人々の意識啓発事業に対する支援を行うことが重要である（別添3参照）。その際に、アジア諸国等で親しまれている我が国の漫画やアニメなどを活用するなどして、さらに幅広い人々への普及に努めることが望ましい。

（3）我が国の権利者による積極的な権利行使の支援について

海外における著作権侵害については、基本的には、それぞれの権利者が主体的に侵害実態の把握や訴訟の提起などを行うことが必要であるが、政府としても、アジア諸国等における権利行使に関する情報を提供するマニュアルを作成するとともに、そのマニュアルを活用して、国内外で我が国の権利者を対象としたセミナーを開催するなど、権利者の権利執行を支援することが重要である（別添3参照）。

（4）官民の連携の一層の強化

実効性ある海賊版対策を実施していくためには、官民の連携が不可欠である。今後文化庁は、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、コンピューターソフトウェア著作権協会（ACCS）などの民間団体、さらに日本貿易振興機構（JETRO）などと連携しながら、官民合同対中ミッションに参加したり（別添3参照）、官民合同でのシンポジウムやセミナーを開催したりするなど、官民が一体となった取組みをさらに強めていくことが重要である。

（5）欧米などとの連携の強化

アジア諸国等における海賊版問題に関心を持つ米国、EU 及び国際的な権利者団体と海賊版対策に係る経験やノウハウを共有し連携して対策を講じることが必要である。

現在、米国は官民の密接な連携の下、中国等の東アジア諸国等における海賊版対策を強化し、一定の効果を上げている。2003年には、日米規制改革イニシアティブにおいて日米が協力して、アジア地域における海賊版対策に取り組むことが合意されており、また最近では政府横断的な組織で知的財産保護対策を推進するために開始された「STOP！イニシアティブ」においても日本の協力を求められるなど、世界各国とも連携した活動を目指している。米国が日韓とともに共同提案し、モデルガイドラインが合意されたAPECの模倣品・海賊版対策イニシアティブについては、我が国としても、引き続き米国に協力を求めることとしている。

EU とは、昨年の日 EU 定期首脳協議で日 EU 連携して、アジア諸国等の海賊版対策に取り組むことが合意されており、昨年 10 月に中国において、「中国における知的財産権保護に関する日・EU・中国共同セミナー」を開催したところであり、今後、EU との間でアジア諸国等での海賊版対策に関する協議を行っていくことが必要である。

その他、WIPO、ユネスコ等の国際機関における著作権関係の議論においても、我が国が積極的に関与していくことが望ましい。

デジタル化に伴う著作権の課題への対応のあり方

1. デジタル化に伴う著作権の課題の状況

近年のデジタル化・ネットワーク化により、著作物を巡る環境が急激に変化している。著作物に関する財やサービスの提供がより円滑になる一方で、国境を越えた権利侵害の危険性や規模が格段に高まっている。このため、新たな取引や利用形態に対しては、国際的に対応することが必要になっている。

国際的にもデジタル化・ネットワーク化に対応した著作物の保護の強化の必要性は強く認識され、1996 年には WCT 及び WPPT が採択され、利用可能化権、技術的保護手段、権利管理情報に関する国内での措置等を講じることとなっている。

しかしながら、最近では、さらに WCT や WPPT の採択当時には念頭になかった技術である P2P (Peer to Peer) 技術⁵によって、新たな課題が発生し、それに対する取り組みが必要となってきた。すなわち、P2P 技術は、仲介者、管理者の中央集約的な管理を要しない自律的なネットワークを構築する上で重要な技術である。しかしながら、P2P 技術を用いたファイル交換については、現状そのかなりの部分が著作権を有するコンテンツの利用⁶であり、かつ世界的な規模で行われているため、権利者の許諾を得ないファイル交換による権利侵害が大きな問題となっている。

また、P2P 技術のように著作権保護に脅威を与えるデジタル技術がある一方で、コンテンツの安全な取引を推進するデジタル技術として、デジタル著作権管理 (以下「DRM」⁷ (Digital Rights Management) という。) 技術がある。DRM

⁵ 不特定多数のコンピュータを相互につないで、ファイルなどの情報のやり取りを行うインターネットの利用形態。またはそれを可能とするアプリケーションソフト。

⁶ OECD Information Technology Outlook 2004, Peer To Peer Networks In OECD Countries 参照。社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、社団法人日本レコード協会「2005 年ファイル交換ソフト利用実態調査結果の概要」(2005 年 5 月)によればアンケート回答者がファイル交換ソフトを利用して最近ダウンロードしたファイル名から推測されるコンテンツのうち、音楽では約 90%、映像では約 86%が著作権等の権利の対象であり、かつ権利者の許諾がないものと推定される。

⁷ デジタルデータの著作権を保護する技術。複製の制限技術や画像ファイルの電子透かしなど。

は、権利侵害の危険性を防止しつつ、ネットワークを通じた新たな著作物に関するサービスを提供する上で、非常に有効な技術である。一方で、販売者やサービス提供者ごとに様々な DRM が開発されている現状に対しては、標準化の必要性や相互運用性の改善などの課題が指摘されることもある。また、そもそも DRM と権利制限規定との関係をどのように捉えるかについても、DRM の普及に伴い大きな関心が集まり、種々の議論が行われるようになってきている。

既に、P2P 技術や DRM の進歩に伴う対応の在り方については、WIPO や日米規制改革イニシアティブの場でも検討が行われているが、今後とも国際的な議論の機会は増加すると考えられるため、我が国としても将来の国際的な議論に備えて、積極的に検討していくべきである。

そこで、本小委員会では、近年のデジタル化の進展に伴う新たな著作権の国際的な課題として、「P2P 技術を用いたファイル交換と DRM への対応の在り方」について、各国の産業界の実態や訴訟の状況等も参考にしながら、我が国の対応の在り方について検討を行った。

2. デジタル化に伴う著作権の課題への対応の方向性（ファイル交換）

（1）ファイル交換の種類

P2P 技術を利用したファイル交換（以下「ファイル交換」という。）とは、インターネットを介して不特定多数のコンピュータ間でファイルを交換する行為をいう。技術的には、中央サーバーを設置して、ユーザーの情報やファイルリストの維持・管理は中央サーバーで行い、ファイルの転送のみを利用者間で行う「中央管理型」と中央サーバーを設置せずに全ての情報がパケットリレー式に利用者間を流通する「非中央管理型」がある。

（2）各国におけるファイル交換に伴う課題への取り組み状況

各国の利用の状況

ファイル交換は、90 年代後半、米国で Napster が利用されて以降、世界中に広がっている。当初は、Napster(米)、File Rogue(日)、Soribada(韓)、WinMX(日)など中央管理型が主流だったが、その後、KaZaA(米、蘭、豪、加)、Gnutella(米)、Morpheus(米、加)、Winny(日)等の非中央管理型が普及してきており、匿名性や機能性も高まっている（別添 6 参照）。

ファイル交換の特徴として、情報処理や伝達の最適化が図られるメリットがある一方、匿名性のあるコンテンツの取引のため、著作権者の許諾を得ずにファイル交換が行われ、著作権侵害の生じる危険性が高いことが挙げられる。

各国におけるファイル交換に関する議論の動向

ア) ファイル交換による権利侵害に対する対応の方向性

ファイル交換が盛んになるとともに、ファイル交換に係る著作権侵害訴訟が提起されるようになった。訴訟の形態は、ほとんどが民事訴訟であり、その形態は、ファイル交換のユーザーを被告とする「直接的な侵害」訴訟とファイル交換システムの提供者を被告とする「間接的な侵害」訴訟に分けられる。

イ) 「直接的な侵害」に関する議論の動向

ファイル交換は、ファイルのアップロード行為とダウンロード行為から構成される。

アップロード行為に対しては、日本や、ドイツ等ではWCT及びWPPTで合意された利用可能化権が適用されている。利用可能化権を規定していない米国等では、頒布権や複製権等が適用されている。また、カナダでは、著作権法に「利用可能化権」及び「公衆送信権」が規定されておらず、ファイル交換行為が「私的使用」として権利侵害に当たらないと判断された判例もある（別添7参照）。

ダウンロード行為に対しては、我が国では、「私的使用」として権利制限されている場合がある。一方、米国では、私的使用に特化した権利制限が定められておらず、ダウンロード行為についても「フェアユース」に該当しない場合は、複製権侵害となることがある。また、ドイツでは、2003年に「ダウンロードを行う場合、違法サイトであることについて利用者が悪意である場合には、私的複製行為であっても違法行為として扱われる」とする著作権法の改正が行われた。

ウ) 「間接的な侵害」に関する議論の動向

「間接的な侵害」に対する責任追及のあり方については、国によって法制度や適用状況が異なっている（別添5参照）。

米国では、「寄与侵害」や「代位侵害」責任が判例法で認められており、適用要件は判例を通じて明らかにされている。近年、ファイル交換システムが「中央管理型」から「非中央管理型」に変化するに従って、システム提供者の寄与侵害・代位侵害責任共に追及が困難になる傾向も見えたが（Grokster 事件連邦控訴審判決⁸）、2005年6月に、ファイル交換システム提供者がユーザーによる直接侵害を積極的に助長・誘引したことに責任の根拠を認める最高裁判決が示された（Grokster 事件最高裁判決⁹）（別添7参照）。

オランダでは、「非中央管理型」のファイル交換の提供者に対して、侵害責任がないとする判例が示されている（蘭 KaZaA 事件最高裁判決）（別添7参照）。

我が国では、「自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招くこと」

⁸ Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc. v Grokster, LTD., 380 F.3d 1184 (9th Cir. 2004)

⁹ Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc. v Grokster, LTD., 525US (2005)

として、ファイル交換サービスの提供者を「侵害の主体」と捉えている¹⁰（File Rogue 事件控訴審判決）が、ファイル交換システムの変化に伴い、我が国においても新たな形態の「間接的な侵害」に関する責任論に注目が集まっている（別添 7 参照）。

なお、ファイル交換に関する訴訟上の請求の内容として、損害賠償請求や差止請求が考えられるが、各国の実体法、訴訟法の体系により取扱が異なっている。

エ) 原告の挙証責任

ファイル交換は匿名性が高く、また、実際に発生した損害額の立証が難しい。

我が国では、損害額の挙証責任の軽減の観点から、「損害額の推定」や「相当な損害額の認定」の制度を設けている。一方、米国では、「法定損害賠償制度」を設けており、原告は侵害の発生を挙証すれば、原告の選択により、「実額損害賠償制度」と「法定損害賠償制度」を選択することができる。「法定損害賠償制度」を選択すれば、損害額として法定の金額（著作物当たり 750 ドル～30,000 ドル）が認定される。また、カナダでも、同様に「法定損害賠償制度」を設けており、法定の損害賠償額（著作物当たり 500 加ドル～20,000 加ドル）が認められる。

(3) ファイル交換に関連する国際的対応の在り方

まず、WCT、WPPT に未加入若しくはこれらの条約が規定する利用可能化権が国内法に規定されていない国については、これらの条約に加盟するとともに利用可能化権を国内法に規定するよう促すべきである。

次に、国際的な議論の動向、各国のファイル交換の利用や法制度の状況を考慮すると、我が国においても、ファイル交換に伴う権利侵害への対応策について引き続き検討していくことが必要である。たしかに P2P 技術自体は、自律的なネットワークを構築する上で、大きな可能性を秘めた有用な技術であるが、これを悪用することにより、他人の著作物を無断でファイル交換する違法行為を放置することは適当ではなく、こうしたアップロード行為に対する著作権法の「送信可能化権」の適用のみならず、ファイル交換システムの提供を通じた違法行為の助長行為についても民事法の一般原則により対応することが考えられる。

また、欧米先進国や国内外の権利者団体を中心に、ファイル交換による権利侵害に対し、官民一体となった国際的取組みの要望が強まっており、今後とも緊密な連携による取組みが求められる。

ファイル交換に関する対応については、特に間接侵害責任論など、各国法体

¹⁰ 「File Rogue」事件（東京高裁平成 17 年 3 月 31 日）

系に係わる問題も多く、条約等の形で早急にハーモナイゼーションすることは難しい。ただ、一方で、世界的規模でファイル交換が行われている実態にも鑑みると、関係各国で密接に情報交換や比較法研究を行い、関係国間で、バランスのある対応を共通理解として醸成することが重要である。

さらに、ファイル交換はインターネットを通じて国境を超えた侵害を引き起こすことが多いため、適用法令等が論点となってくる。国際的なハーモナイゼーションを目指して、国際的な場での議論等を参考にしながら、我が国における裁判管轄と準拠法の問題を検討していくことが必要である。

3. デジタル化に伴う著作権の課題への対応の方向性（デジタル著作権管理（DRM））

（1）普及の状況

コンテンツのデジタル化には「品質の維持」と「効率的な伝達」というメリットがあるが、デジタル化されたコンテンツは複製や転送が容易であるため、違法行為により権利者にとって甚大な被害が生じるデメリットも有する。このため、権利者やコンテンツ産業等の関係者は、安全なシステムを構築した上でサービスを提供することを目指すことになる。

近年、安全な取引を実現するために、DRMの開発、利用が急速に進んでいるが、その普及状況は機器、ネットワーク、放送など分野によって様々である（別添8及び別添9参照）。

DRMの主たる目的は、価値のあるコンテンツが権限のない他者に渡ったり、無断で複製されたりすることを防ぐことにある。このため、多くの場合、コピーコントロール信号とともに、暗号化技術が付加されている（別添9参照）。また、顧客管理の必要性から、顧客の認証、履歴の記録、課金機能が付加されるものもある。さらに、違法行為を事後的にとらえられるよう、電子透かしなど権利管理情報に係る機能を付加されるものもある。

DVDなどの機器分野では、関連する業界間で、コンテンツの保護のあり方や機器の魅力、実装コスト、ユーザーの利便性等が種々勘案され、DRMを利用したビジネスモデルが構築されている。

ネットワーク分野では、一部違法と考えられるファイル交換が広まったことから合法的なネットワーク上の取引を行うことが難しい環境であった。しかしながら、近年、音楽配信サービスや携帯電話コンテンツのように適正な価格、操作性、安全性を考慮したシステムが構築されることにより、新たな市場が誕生してきている。各社が世界的な開発競争を行っており、システムの統合や互換性の確保が課題となっている。

放送分野については、我が国では、デジタル放送において、コンテンツのコ

ピー制御を目的に、コピーコントロール信号システム及び B-CAS (BS-Conditional Access Systems) を用いた暗号化システムが導入されている。

(2) 各国における DRM に関する議論の動向

我が国では、著作権法においては、コピーコントロールの回避は規制対象になっているが、アクセスコントロールは対象にはなっておらず、アクセスコントロールに関しては、不正競争防止法により専らコピーコントロール又はアクセスコントロール回避のみに用いられる専用機器（コンピュータプログラムを含む）の販売・輸出入が規制されている。

こうした現状に対し、アクセスコントロール技術そのものについても、結果的に複製を抑止する効果があるという観点からアクセスコントロール回避装置等について著作権法の規制の対象とすべきという意見もある。しかしながら、著作権法の支分権の対象ではない「単なる視聴行為」をコントロールする技術的手段の回避を制度的に防止することは、実質的に視聴等の行為に関する新たな権利の創設にも等しい効果をもたらすという意見もあり、今後も引き続き慎重に検討していく必要がある。

一方、米国における DRM 保護については、DMCA において、コピーコントロールに加えて、アクセスコントロールに関する技術的保護手段の回避行為規制と回避機器規制が定められている。このように DMCA においては DRM 保護強化の規定が設けられているが、裁判においては、互換製品排除等の目的で技術手段が利用されている場合に DMCA 違反が否定された裁判例（SkyLink¹¹訴訟及び Lexmark¹²訴訟）もあり、DRM 保護に伴う権利者と利用者の利益、技術革新や競争についてのバランスが考慮されているものと考えられる（別添 10 参照）。

DMCA 後の立法の動向としては、全ての機器に DRM を強制する Hollings 法案が提出された一方で、DMCA の DRM 保護規定によって損なわれたとされるフェアユースを回復することを目的とする Boucher 法案も提出されるなど、DRM 保護を強化する動きと緩和する動きの双方が見られる。

立法以外では、FCC（米連邦通信委員会）が TV 受信機に基準適合義務を課すことによって DRM によって放送コンテンツの保護を強化しようとしたが（ブロードキャストフラッグ）、2005 年 5 月、コロンビア地区連邦控訴裁判所において、FCC には、そのような義務を課す権限がなく無効とされた。

また、EU における DRM 保護の動向としては、2001 年の EU 著作権指令第 6 条に定められた加盟国の技術的保護手段回避規制に基づく各国の立法の動きがあ

¹¹ The Chamberlain Group, Inc. v. Skylink Technologies, Inc., 381 F. 3d 1178 (Fed. Cir. 2004)

¹² Lexmark Int'l, Inc. v. Static Control Components, Inc., 387 F.3d 522 (6th Cir. 2004)

る。ただし、2004 年末時点で、必ずしも各国の国内法化作業が完了しておらず、国内法化が完了した国においても DRM と権利制限規定のバランス等について、必ずしも各国の調和が図られているとは言えない状況にある。

(3) DRM に関連する国際的対応の在り方

今後、DRM を用いたネットワーク上のコンテンツの取引がさらに盛んになることが想定され、権利者保護の観点からも利用者の利便性向上の観点からも信頼性の高い DRM が進展するとともに、DRM を活用した適切な著作権保護を国際的に広げていくことが望ましい。

そこで、政府としては、国際的に以下のような取組みに努めることが重要である。

著作権関連条約への加盟

WCT 等の著作権関連条約では、加盟各国の判断により、技術的手段に関する措置、権利管理情報に関する措置を講じることとされている。DRM を活用した適切な著作権保護を世界的に達成していくためには、WCT 等の著作権関連条約への各国の加盟の促進に努めることが重要である。

裁判管轄と準拠法

DRM の普及は、国境を越えたネットワーク上の取引を増大させることになるが、技術的保護手段の回避について、どの国の法律を適用するか等が問題となる。国際的な場での議論等を参考にしながら、我が国における裁判管轄と準拠法の問題を検討していく必要がある。

主要国間の連携強化

著作権関連条約によって、一定水準の国際調和は確保されているが、今後、DRM の進歩に伴う新たな法的論点が生じ続けることが予想される。このため、各国間で緊密に裁判例や実務状況についての意見交換を行い、国際的な調和の促進と法的安定性の確保に努めることが望ましい。

また、技術の標準化や相互運用性の確保については、原則として、関係者が自主的に取り組んでいくべきものであると考える。なお、DRM や著作権保護サービスに関して、WIPO 等の場で国際的な検討が行われる場合には、前記の原則を踏まえつつ、政府としても積極的に議論に参加していくことが必要である。

著作権関係機関などへのリンク集（ホームページ・アドレス集）

1. WIPO（世界知的所有権機関）

ホームページ <http://www.wipo.int/>

第 12 回 SCCR http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=6312

放送条約テキスト（SCCR/12/2 Rev.2）ウェブキャストिंगについてのワーキングペーパー（SCCR/12/5 Prov.）を掲載

第 8 回 IGC http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=7130

TCEs・フォークロアの保護の目的と原則（改訂版）（Revised Objectives and Principle）」（WIPO/GRTKF/IC/8/4）を掲載

2. WTO（世界貿易機関）

<http://www.wto.org/>

3. 米国著作権局

（デジタル・ミレニアム著作権法（DMCA）など）

<http://www.copyright.gov/>

4. EU（欧州連合）

（EU 著作権指令など）

http://www.europa.eu.int/index_en.htm

EPA, FTA 交渉における著作権関連事項について

1. 背景

アジア諸国等との EPA(経済連携協定) 及び FTA(自由貿易協定) の締結についてはこれまで、2002 年 1 月にはシンガポールと、2004 年 9 月にメキシコと締結した。また、2003 年 12 月の第 1 回日韓経済連携協議を皮切りに、タイ、マレーシア、フィリピンとも本格交渉に入った。これら協定の交渉においては、各国に対して未締結の著作権関連条約への早期加盟、海賊版対策の取締り強化等を求めている。これまで、フィリピンとの経済連携協定について 2004 年 11 月に主要点が大筋合意され、2005 年 5 月にはマレーシアとの、本年 9 月にはタイとの間でも大筋合意に達した。さらに、アセアン全体やインドネシアとの交渉も開始されている。

2. スケジュール

韓国	タイ	マレーシア	フィリピン
2004 年 6 月 条約案提出 2004 年 6 月 第 4 回交渉	2004 年 4 月 条約案提出 2004 年 4 月 第 2 回交渉 2004 年 6 月 第 3 回交渉	2004 年 5 月 条約案提出 2004 年 5 月 第 3 回交渉	2004 年 7 月 条約案提出 2004 年 7 月 第 3 回交渉
2004 年 8 月 第 5 回交渉	2004 年 9 月 第 4 回交渉	2004 年 7 月 第 4 回交渉 2004 年 9 月 第 5 回交渉	2004 年 8 月 第 4 回交渉 2004 年 10 月 第 5 回交渉
2004 年 11 月 第 6 回交渉	2004 年 12 月 第 5 回交渉 2005 年 2~3 月 第 6 回交渉 2005 年 3~4 月 第 7 回交渉 2005 年 6 月 第 8 回交渉 2005 年 7~8 月 第 9 回交渉 2005 年 9 月 大筋合意	2004 年 11 月 第 6 回交渉 2005 年 5 月 大筋合意	2004 年 11 月 大筋合意

インドネシア 2005 年 7 月 第 1 回交渉、同年 10 月 第 2 回交渉

アセアン 2005 年 4 月 第 1 回交渉、同年 8 月 第 2 回交渉

3. 交渉の主な内容

(1) 総論

日本側提出条文案の総論部分においては、著作権関連条約への加盟、内国民待遇、知的財産に係る普及啓発への取組等について規定している。

(2) 各論（著作権関連分野）

利用可能化権の明確化

WCT、WPPT に規定されている「利用可能化権」が国内法で何らかの形で担保されるよう要求している。

技術的保護手段に関する措置

条約上の要請に基づき、技術的保護手段に関する措置が国内法で確実に担保されるよう要求している。

権利管理情報に関する義務

条約上の要請に基づき、権利管理情報に関する措置が国内法で確実に担保されるよう要求している。

権利管理団体への支援

両国政府が権利管理団体の活動を支援することについて共通理解を得ることを目指している。

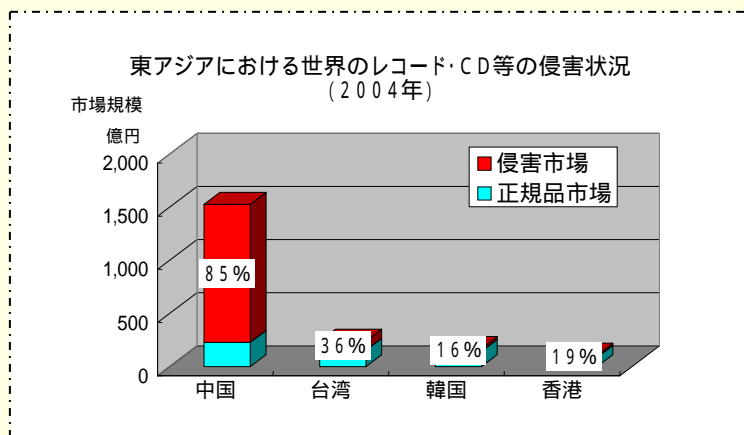
(3) エンフォースメント

・司法制度の整備

損害額の算定や適正な刑事手続きについて TRIPS 協定並みの水準を確保するよう要求している。

海賊版対策の概要

侵害状況



「知的財産推進計画 2005」(平成 17 年 6 月 知的財産戦略本部決定)

<ポイント>

1. 知的財産権の海外における侵害状況調査制度

我が国企業の知的財産権に対する海外における侵害について、我が国事業者からの申立に基づく調査を実施し、その結果を踏まえ 2 国間協議等を行う制度の整備

2. 日本政府による海外市場対策

3. 二国間協議による海外市場対策

4. 多国間協議による海外市場対策

5. 模倣品・海賊版対策関連法案の推進

主な施策 (最近の主な実績)

・二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請

中国国家著作権局との間での日中著作権協議を実施。(平成 15 年 3 月、平成 16 年 5 月、平成 17 年 10 月)

日韓文化交流局長級協議で著作権問題の協議を実施。(平成 15 年 11 月、平成 16 年 6 月)

日台貿易経済会議で著作権問題の協議を実施。(平成 15 年 11 月、平成 16 年 11 月、平成 17 年 11 月予定)

・途上国対象の協力事業の実施

文化庁より WIPO (世界知的所有権機関) に信託基金を拠出し、WIPO と共同で、シンポジウム及び研修等を内容とする「アジア地域著作権制度普及促進事業」

(APACE(アペイス)プログラム)を実施。

平成 17 年 5 月 リジョナル・シンポジウム(テーマ:著作権に関する政策と戦略及び著作権関連産業

の振興 於:中国)

平成 17 年 11 月 東京特別研修

・アジア諸国の国民向けの著作権教材を開発・普及

平成 16 年 11 月 著作権教材「Asian Copyright Handbook」作成

平成 17 年 3 月 著作権啓発セミナー(於:ベトナム)

平成 17 年 9 月:著作権啓発セミナー(於:ミャンマー)

・我が国の企業の諸外国での権利行使の支援

我が国の権利者が、アジア地域において、司法手続、取締りの要請等を行う際に役立つハンドブックを作成。(平成 16 年 12 月 台湾版作成、平成 17 年 1 月～中国版作成中)

・官民合同ミッションの派遣など、官民の連携の強化

官民合同対中ミッションに参加。(平成 14 年 12 月、平成 16 年 5 月、平成 17 年 4 月及び 6 月)

アジア諸国における著作権制度の現状

1. 条約の批准状況（2005年11月現在）

	ベルヌ条約	ローマ条約	TRIPS 協定	WCT	WPPT
韓国	(1996)	×	(1995)	(2004)	×
中国	(1992)	×	(2001)	×	×
タイ	(1980)	×	(1995)	×	×
マレーシア	(1990)	×	(1995)	×	×
フィリピン	(1997)	(1984)	(1995)	(2002)	(2002)
インドネシア	(1996)	×	(1995)	(2004)	(2005)
ブルネイ	×	×	(1995)	×	×
カンボジア	×	×	(1995)	×	×
ベトナム	(2004)	×	×	×	×
ミャンマー	×	×	(1995)	×	×
ラオス	×	×	×	×	×
シンガポール	(1998)	×	(1995)	(2005)	(2005)

ベルヌ条約については、パリ改正条約第1条から第21条までの規定が適用された年を批准した年として記述。

2. 各国の集中管理団体の現状

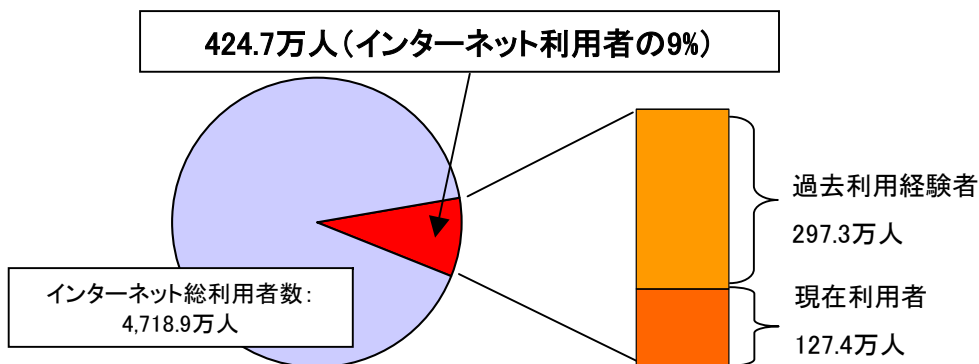
	音楽	レコード	実演
韓国	KOMCA (韓国音楽著作権協会) (演奏権、録音権)	KAPP (韓国音源製作者協会) (放送二次使用料)	FOKAP0 (韓国芸術実演家団体連合会)
中国	MCSC (中国音楽著作権協会) (演奏権、録音権)	なし (放送二次使用料請求権、演奏 権なし)	なし
タイ	MCT (タイ音楽著作権協会) (演奏権)	GMM Grammy RS 等 (放送二次使用料、演奏権)	なし
マレーシア	MACP (マレーシア音楽著作権協会) (演奏権)	Phonographic Performance Malaysia (放送二次使用料、演奏権)	PRISM (マレーシア実演家権利協会)
フィリピン	FILSCAP (フィリピン音楽著作権協会) (演奏権)	なし (レコード会社が音楽出版社 等に個別に管理を委託)	PRSP (フィリピン実演家権利協会)

「間接的な侵害」に関する各国の法制度

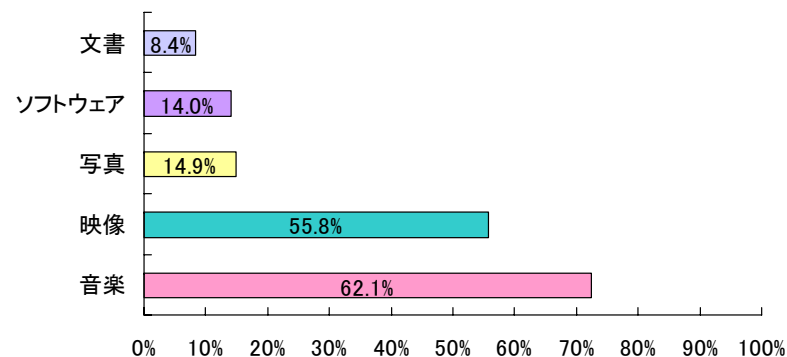
国名	日 本	米 国	ドイツ	イギリス
法令及び適用要件	<p>【著作権侵害】(クラブキャッツアイ事件最高裁判決)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理・支配の程度 行為による利益 <p>【著作権侵害】(2ちゃんねる 小学館事件控訴審判決)</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害行為の認識又はその可能性 侵害行為への実質的関与 	<p>【代位責任】(判例法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害行為を監督する権限及び能力を有すること 侵害行為により直接の経済的利得を有すること <p>【寄与侵害責任】(判例法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害行為の認識又はその可能性 侵害行為への実質的関与 	<p>【不作為及び損害賠償の請求】(ドイツ著作権法第 97 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利を違法に侵害する者に対して、侵害の排除を、反復のおそれがあるときは不作為を、故意又は過失があるときは損害賠償を請求できる。 第 97 条の「侵害する者」には、侵害行為に関与する者で、その行為と権利侵害との間に相当因果関係が存在する場合を含むものと解されている。 	<p>【二次侵害責任】(イギリス著作権法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害複製物の作成のための手段の提供(第 24 条第 1 項) 侵害複製物の作成者への無許諾な送信(第 24 条第 2 項)
ファイル交換に係る判例	<p>【File Rogue 事件地裁判決】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為の内容・性質 被告のサービスは、利用者をして著作物の自動公衆送信及び送信可能化をさせるためのもの。 管理・支配の程度 利用者の自動公衆送信及び送信可能化は、被告の管理下で行われていると認定。 利益の状況 将来、利用者から対価を徴収するシステムに変更することを予定していたため利益を得ていると認定。 <p>以上から、被告の直接加害者として著作権の侵害責任を認定。</p>	<p>【Napster 事件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代位責任 被告はファイル名インデックスの監視という範囲内で監督権限を有し、将来の広告収入を見込んでおり直接の経済的利得を有する。よって、<u>代位責任を認定</u>。 寄与侵害責任 被告は侵害行為の知情を有する。また、直接侵害のための「場及び便宜」の提供により、被告は侵害行為に実質的に関与する。よって、<u>寄与侵害責任を認定</u>。 <p>【Grokster 事件】(控訴審判決)</p> <ul style="list-style-type: none"> 代位責任 被告は広告代金から相当な利益を取得しているが、ファイル交換は被告の監督権限の及ばないところで行われており、<u>代位侵害責任はない</u>。 寄与侵害責任 被告は具体的な侵害行為に対しての実際の認識はなく、ファイル交換技術が著作権を侵害するかもしれないという理由だけでは能動的、実質的な関与があったとは言えない。よって、<u>寄与侵害責任はない</u>。 <p>(最高裁判決)</p> <p>ファイル交換システム提供者がユーザーによる直接侵害を助長・誘因したことに責任の根拠を求める。(ファイル交換システム提供者の行為態様による新たな責任認定の類型か?)</p>	<p>【Napster 事件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検索機能によって索引を提供した Napster の提供者を、ドイツ著作権法第 15 条第 2 項に基づく公の再生に関する権利の侵害行為に対して<u>相当な因果関係</u>を有するものとして責任を認定。 	なし

我が国のファイル交換ソフト利用状況

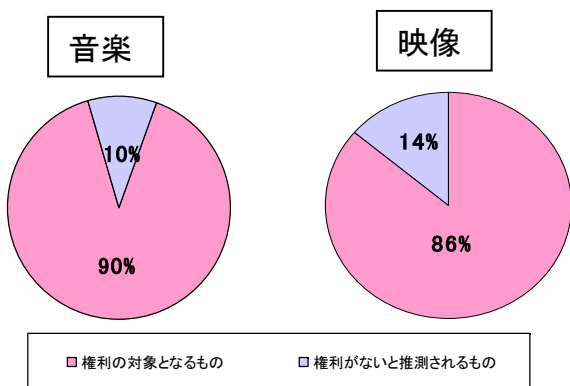
1. ファイル交換ソフト利用経験者数



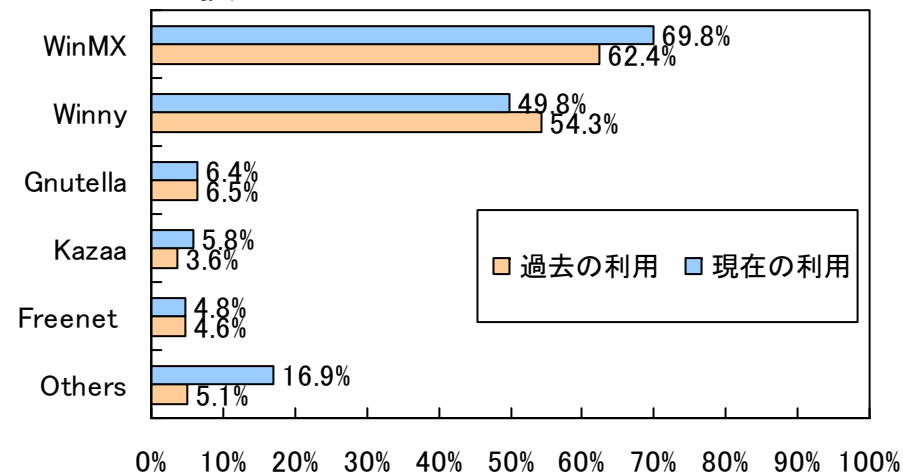
2. 交換されるファイルの種類



3. 著作物の占める割合

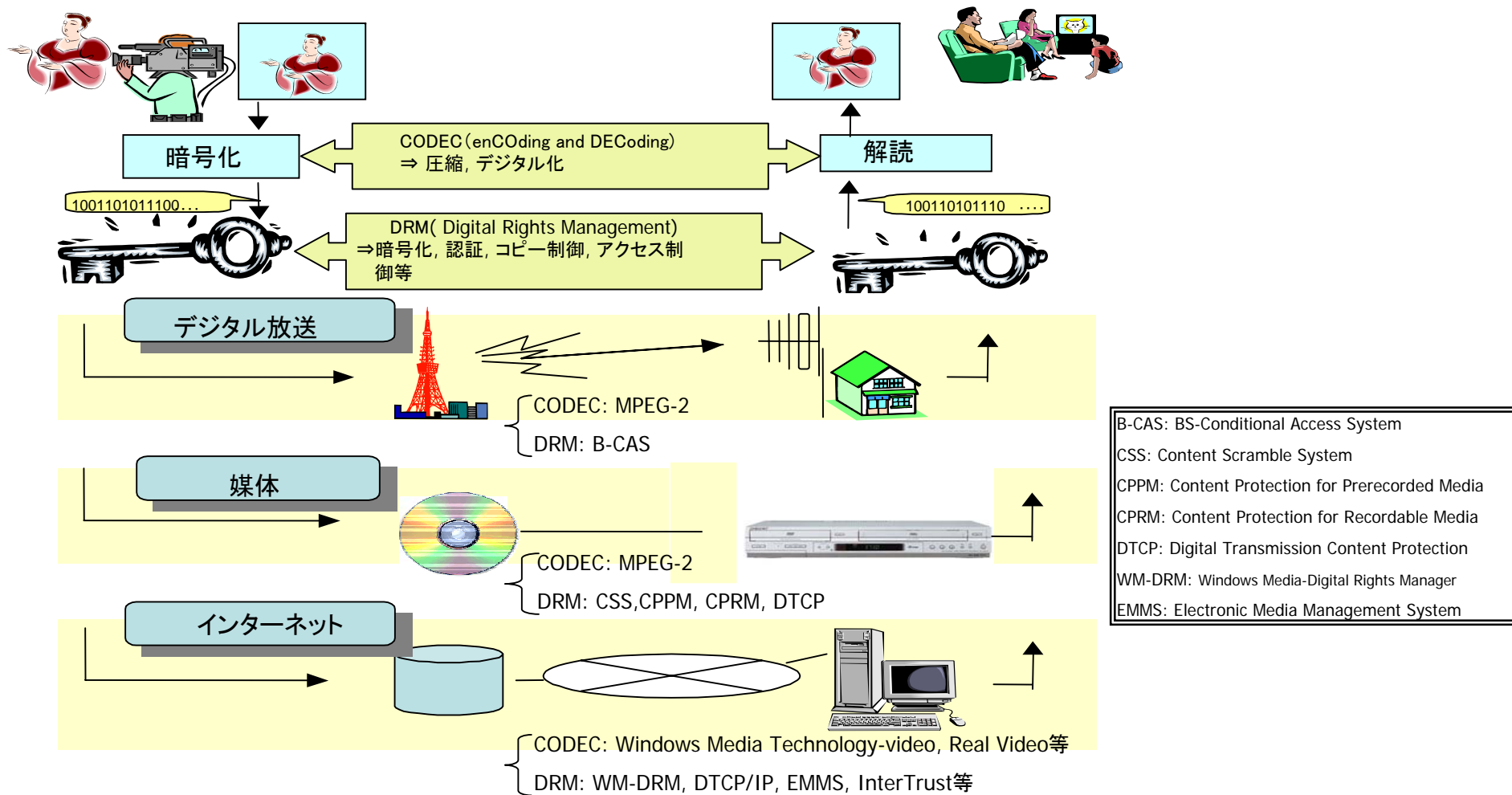


4. 主なファイル交換ソフト



出典: 2005年ファイル交換ソフト利用実態調査結果の概要(2005.5)

我が国の企業のDRM(デジタル著作権管理)への取組み



- B-CAS: BS-Conditional Access System
- CSS: Content Scramble System
- CPPM: Content Protection for Prerecorded Media
- CPRM: Content Protection for Recordable Media
- DTCP: Digital Transmission Content Protection
- WM-DRM: Windows Media-Digital Rights Manager
- EMMS: Electronic Media Management System

各国のファイル交換に係る民事裁判事例

国名	日本	米国	米国	オランダ	オーストラリア	カナダ
事件名	File Rogue 事件	Napster 事件	Grokster 事件	蘭 KaZaA 事件	豪 KaZaA 事件	CIPPIC 事件
原告	レコード会社 JASRAC	アメリカレコード協会 (RIAA)傘下のレコード会社	作曲家、音楽出版社及び 映画スタジオ	オランダの音楽著作権団体 (Buma/Stemra)	米・欧・豪のレコード会社	カナダレコード産業協会 (CRIA)
被告	有限会社日本エム・エム・ オー	ナップスター社	StreamCast(SC)社 Grokster(G)社	KaZaA BV 社	Sharman Networks 社等 (2002年 KaZaA 社を買収)	29人のユーザ
ファイル交換システム名(型)	File Rogue (中央管理型)	Napster (中央管理型)	SC社: Morpheus (完全分散型) G社: KazaA (完全分散型)	KaZaA (完全分散型)	KaZaA (完全分散型)	Morpheus (完全分散型) KaZaA (完全分散型)
訴えの内容	差止請求、損害賠償請求	差止請求	差止請求、損害賠償請求	差止請求	差止請求、損害賠償請求	情報開示要求
ユーザの権利侵害	複製権侵害 自動公衆送信権侵害 送信可能化権侵害	複製権侵害 頒布権侵害	複製権侵害 頒布権侵害	複製権侵害	複製権侵害 公衆への伝達権侵害	侵害行為なし
判決内容	東京高裁は、差止め及び損害賠償責任を認めた東京地裁判決(2003年12月)を支持(2005年3月)、確定。	控訴裁は、地裁の差止命令(2008年8月)の一部範囲を削除した上で支持(2001年2月)、裁判確定。	控訴裁は、寄与侵害責任・代位責任とも認められないとする地方裁の判決(2003年4月)を支持(2004年8月)したが、連邦最高裁は、違法なファイル交換を助長する仕組みを提供した者は著作権の間接侵害者として責任を負うと判断。訴訟を控訴審に差し戻した。(2005年6月)	控訴裁は、地裁の責任ありとする判決(2001年11月)を覆し、責任はないとした(2002年3月)。最高裁は、控訴裁の判決を支持(2004年12月)。	連邦裁は、損害賠償責任については認めたものの、差止め請求に関しては、2か月間の猶予期間内に、KaZaAシステムにできるだけ著作権侵害の可能性をなくすための技術的修正を行った場合、当該システムの運営を認めることとした。(2005年9月)	地裁は、「個人使用」のための複製であり、侵害行為を認めず(2004年3月)。
被告の責任の法的根拠(注)	著作権侵害	寄与侵害責任 代位責任	寄与侵害責任 代位責任	寄与侵害責任(不明) (ベータマックス的解釈を引用)	他者の著作権侵害行為を許諾したことによる著作権侵害	なし
補足				KaZaABV社はBuma/Stemraに対して決裂した使用料交渉の再開を要求してきたが、Buma/Stemra側が応じず、訴訟を提起。		カナダ著作権法には利用可能化権の規定なし。

(注) 被告は、カナダの場合のみユーザーだが、他は、ファイル交換システムの提供者

【複製世代管理技術(例)】

	略語	正式名称	概要
1	CGMS	Copy Generation Management System	映像データの複製世代管理システム。2ビットの情報で、「コピー不可」「コピー1世代のみ可」「コピーフリー」の3種類、または、「コピー不可」「コピー1世代のみ可」「コピーフリー」「これ以上コピー不可」の4種類の複製制御情報を表現する。受信機側(録画する側)が複製の可否を判断する。
2	CGMS-A	Copy Generation Management System (Analog)	アナログ映像信号をデジタル録画する場合のCGMSの実装。アナログ映像信号のブランキングエリア(画面を描き終わってから次の画面を描き始めるまでの空白部分)に複製制御情報を重畳する。
3	SCMS	Serial Copy Management System	オーディオデータのデジタル録音における複製世代管理システム。デジタル録音は1世代までとし、2世代以降のデジタル録音を禁止する方式であり、1ビットの情報で、「1世代だけコピー可能」と「コピー不可」を表現する。受信機側(録音する側)が複製の可否を判断する。

【暗号・スクランブルを伴うコンテンツ保護技術(例)】

	略語	正式名称	概要
1	CAS ^{*1}	Conditional Access System	限定受信システム。デジタル放送における契約者のみに契約内容に応じて視聴を許可する仕組み。B-CAS、C-CASなどがある。
2	CPPM	Content Protection for Prerecorded Media	記録済みメディア用に開発されたコンテンツ保護の仕組みであり、4C Entityによってメーカーにライセンスされる。DVD-Audioに採用されている。
3	CPRM	Content Protection for Recordable Media	記録可能なメディア用に開発されたコンテンツ保護の仕組みであり、4C Entityによってメーカーにライセンスされる。DVD-R、DVD-RW、DVD-RAM、SDカードなどに採用されている。
4	CSS	Content Scramble System	DVD-Videoに採用されている映像コンテンツの暗号化システムであり、DVD-CCAによってライセンスされる。
5	DTCP	Digital Transmission Content Protection	デジタル通信路の伝送規格であるIEEE1394やUSB等に対応したコンテンツ保護技術であり、DTLAによってライセンスされる。
6	HDCP	High-bandwidth Digital Content Protection	パソコンやデジタル家電機器向けディスプレイのデジタルインターフェース規格であるDVI(Digital Visual Interface)や、HDMI(High Definition Multimedia Interface)上のコンテンツ保護技術であり、DCPによってライセンスされる。

*1: 特定の技術の名称ではなく一般名称。

DMCA 技術的手段の規定に関する判例

【Lexmark Case】

原告： レックスマーク社

他社製のカートリッジを自社製プリンタで使用できなくするためにプリンタとカートリッジの双方にチップを埋め込んで販売

被告： スタティックコントロール社

レックスマーク社のプリンタでも使用可能となるチップ（レックスマーク社製チップの複製物を含む）を開発、製造

原告は被告を、カートリッジにインストールされたプログラムの複製権侵害及びプリンタ本体にインストールされたプログラムへのアクセスコントロール回避行為に係る DMCA 違反として提訴。地方裁は、被告に差止め命令を下した（2003 年 3 月）が、連邦控訴裁は地方裁の判決を覆して被告の責任を否定した（2004 年 10 月）。

（控訴審における争点）

- (1) トナー・カートリッジにインストールされたコンピュータ・プログラムの著作物性
著作権法の保護の対象となる「表現」とはなりえないと判断。
- (2) トナー・カートリッジのプログラム複製行為に関してのフェアユースの可能性
プログラムの複製行為をフェアユースと判断。フェアユースたりえるかどうかは、被告が対象となる著作物を利用することによって利益を得ているかどうかを考慮すべきとした。
- (3) プリンタ本体にインストールされたコンピュータ・プログラムへのアクセスコントロールの取り扱い（DMCA 違反の可能性）
DMCA のアクセスコントロールではないとして、スタティックコントロール社の DMCA 違反を否定。何ら保護が施されていない複製可能なコンテンツである消費財について、その使用を制限するための技術的手段は、DMCA のアクセスコントロールではないとした。

【Skylink Case】

原告： チェンバレン社

遠隔操作で開閉を行うガレージを販売。リモコンと開閉扉のプログラムにアクセスコントロールを施していた。

被告： スカイリンク社

チェンバレン社製の扉を開閉することができるリモコンを開発し、販売。

原告は被告を米国著作権法第 1201 条(a)(2)違反として提訴。地裁は原告の要求を退けた（2003 年 11 月）。控訴裁も地方裁の判決を認め、控訴を棄却（2004 年 8 月）。

（争点）

スカイリンク社が DMCA 上の責任を有するためには、原告であるチェンバレン社は、以下の点を証明する必要がある。

- (1) チェンバレン社がプログラムの有効な著作物の権利者であること
- (2) プログラムが技術的手段によって保護されていること
- (3) 第三者のアクセスが可能となってしまったこと
- (4) そのアクセスが許諾なく行われていること
- (5) 可能となったアクセス行為が、著作権法により保護されている権利の侵害、あるいは侵害の助長となっていること
- (6) 第 1201 条(a)(2)に規定される(A)～(C)のいずれかに該当すること

(1)(2) 及び (3) について、裁判所は条件を満たすと判断。

(4) については、開閉扉の使用者は、チェンバレン社の製品を購入した時点で既に、製品に含まれるプログラムにアクセスする許諾を得ていると考えられるため、条件を満たさない。

(5) については、使用者がアクセス回避行為をすることが著作権法第 1201 条(a)(1)違反を構成しない限りは、スカイリンク社に第 1201 条(a)(2)に基づく責任を負わせることは合理的でないと判断。

以上から、以下の結論（概略）を導き出している。

「DMCA は、権利者保有者に新たな権利を創出しているわけではない。また、著作権法が付与してきた権利を剥奪するものでもない。回避行為に係る規定（第 1201 条(a)(1)）、装置の取引に係る規定（第 1201 条(a)(2)）とも、賠償責任の新たな事由を創出したに過ぎない。よって原告は、問題となっている回避装置が、権利侵害を可能としているか、あるいは著作権法上禁止されている行為を可能としていることを合理的に証明しなければならない。本件においては、開閉プログラムの無許諾の使用とスカイリンク社のリモコン販売の関係について、チェンバレン社がきちんと証明できなかったとした地方裁の判断は正しかったと言える。」

文化審議会著作権分科会国際小委員会委員名簿

(敬省略、五十音順)

いし い	りょう へい	日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長
石井 亮平		
いのうえ	ゆり こ	神戸大学教授
井上 由里子		
うえ の	たつ ひろ	立教大学助教授
上野 達弘		
うえ はら	しん いち	朝日放送株式会社東京支社総務部専任部長
上原 伸一		
おくむら	こう じ	神奈川大学助教授
奥邨 弘司		
くぼ た	ゆたか	社団法人コンピュータ・ソフトウェア著作権協会専務理事・
久保 田 裕		事務局長
こ だま	あき よし	社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
児玉 昭義		
すが わら	みつ お	社団法人日本音楽著作権協会常任理事
菅原 瑞夫		
だい らく	みつ え	北陸大学教授
大楽 光江		
たか すぎ	けん じ	社団法人日本レコード協会事務局長・法務部部長
高杉 健二		
たけうち	じゅん	社団法人日本民間放送連盟デジタル推進部主幹
竹内 淳		
どうがうち	まさと	早稲田大学教授、弁護士
道垣内 正人		
はし もと	た ろう	ソフトバンク・ブロードバンドメディア株式会社代表取締役
橋本 太郎		
ひらしま	りゅうた	筑波大学助教授
平嶋 竜太		
まえ だ	てつ お	弁護士
前田 哲男		
ます やま	しゅう	社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター
増山 周		法制対策室室長
まつ だ	まさ ゆき	弁護士，弁理士，青山学院大学教授
松田 政行		
もり た	ひろ き	東京大学教授
森田 宏樹		
やま じ	かつ ろう	財団法人ソフトウェア情報センター専務理事
山地 克郎		
やま もと	たか し	弁護士
山本 隆司		

(計 20 名)

文化審議会著作権分科会国際小委員会審議経過

第1回 平成16年9月2日

- ・ 国際小委員会の検討課題等について
- ・ 放送条約への対応の在り方について
- ・ アジア諸国との著作権に関する連携の在り方について

第2回 平成16年12月17日

- ・ 放送条約の論点の議論（支分権、技術的保護手段の在り方）

第3回 平成17年1月19日

- ・ 放送条約の論点の議論（放送の保護、ウェブキャストの保護の在り方）

第4回（平成17年度第1回） 平成17年4月4日

- ・ フォークロアの保護の在り方について（保護の趣旨、対象、手法の在り方）

第5回（平成17年度第2回） 平成17年5月31日

- ・ デジタル化への対応の在り方（ファイル交換への対応の在り方等）

第6回（平成17年度第3回） 平成17年7月8日

- ・ デジタル化への対応の在り方（DRMへの対応の在り方等）

第7回（平成17年度第4回） 平成17年8月4日

- ・ 国際小委員会「中間報告」とりまとめ

第16回 著作権分科会 平成17年9月8日

- ・ 「中間報告」について報告

「中間報告」に関する意見募集（9月8日～10月7日）

第8回（平成17年度第5回） 平成17年12月5日

- ・ 国際小委員会「報告書（案）」の検討、取りまとめ

著作権分科会（平成18年1月12日開催予定）へ報告
分科会において審議の上、公表